



令和7年6月17日

東海財務局

## 令和6年度国有財産監査の結果について

東海財務局では、従来の国有財産の売却等を通じて財政に貢献するとともに、有効活用を推進する観点から、民間需要も念頭においた国有財産の現状把握を視点に加えて、国有財産監査を実施しています。

### 1. 令和6年度監査結果

令和6年度は、管内に所在する国の庁舎等56件について実地監査を実施し、「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等において5件(8.9%)の問題点を指摘しました。

なお、令和6年度の指摘事案の概要と過去3カ年の指摘件数については、別添資料のとおりです。

### 2. 平成23年度から令和5年度までの監査指摘事案のフォローアップ結果

実地監査で指摘した事案については、毎年度、進捗状況を把握するとともに、処理の促進を図るため、財産を管理する各省各庁に対するフォローアップを行っています。

平成23年度から令和5年度までの間に指摘した事案157件のうち、令和7年3月末時点で是正・改善が完了した事案は141件(89.8%)となっています。

今後も、引き続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

(参考) 全国の令和6年度国有財産の監査結果について、財務省ホームページにて公表しています。

[https://www.mof.go.jp/policy/national\\_property/summary/result/fy2024/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2024/index.html)

#### 【問い合わせ先】

東海財務局 管財部 統括国有財産監査官  
電話: 052-951-2862(担当: 山村、山本)

# 令和6年度 監査結果一覧表

## 【行政財産】「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘（5件）

| 番号 | 指摘<br>類型 | 省庁名   | 部局名     | 会計名 | 勘定名 | 口座名等                 | 所在地     | 指摘の主な概要                                                                                                                    |
|----|----------|-------|---------|-----|-----|----------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | a        | 財務省   | 名古屋税関   | 一般  | —   | 名古屋税関監視部稲永分室         | 愛知県名古屋市 | 名古屋税関監視部稲永分室は、余剰(約130㎡)が生じていることから、名古屋税関本関の一部を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。                                                      |
| 2  | a        | 農林水産省 | 動物検疫所   | 一般  | —   | 動物検疫所中部空港支所野跡検疫場     | 愛知県名古屋市 | 動物検疫所中部空港支所野跡検疫場は、非効率な使用状況であることから、建物及び敷地の有効活用策に係る検討を行うことにより非効率使用の解消を図るとともに、有効活用策に係る検討の結果不要な敷地が生じる場合においては、当該敷地を用途廃止する必要がある。 |
| 3  | a        | 財務省   | 名古屋税関   | 一般  | —   | 清水税関支署興津出張所          | 静岡県静岡市  | 清水税関支署興津出張所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約230㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。                                            |
| 4  | d1       | 国土交通省 | 中部地方整備局 | 一般  | —   | 清水港湾事務所三保ケーソン制作場(港湾) | 静岡県静岡市  | 清水港湾事務所三保ケーソン制作場(港湾)は、ケーソン製作の用途としての使用がなく、代わりに岸壁等改良工事等に伴う資材置場の用途として使用していることから、土地及び建物に係る用途変更を行う必要がある。                        |
| 5  | d1       | 国土交通省 | 中部地方整備局 | 一般  | —   | 清水港湾事務所三保ケーソン制作場     | 静岡県静岡市  | 清水港湾事務所三保ケーソン制作場は、ケーソン製作の用途としての使用がなく、代わりに岸壁等改良工事等に伴う資材置場の用途として使用していることから、土地及び建物に係る用途変更を行う必要がある。                            |

### ※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

| 指 摘 内 容  | 指 摘 類 型 |                                       |
|----------|---------|---------------------------------------|
| 庁舎等の有効活用 | a       | 庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。            |
| 庁舎等の借受解消 | b       | 余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。        |
| 用途廃止・引継  | c       | 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。 |
| 財産管理の不備  | d1      | 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。             |
|          | d2      | 使用承認の手続未済等のため、是正を求めたもの。               |

過去3カ年の指摘件数一覧表

| 区分    | 監査実施<br>件数 | 指摘<br>件数 | 指摘内容         |              |            |             |
|-------|------------|----------|--------------|--------------|------------|-------------|
|       |            |          | 庁舎等の<br>有効活用 | 庁舎等の<br>借受解消 | 用途廃止<br>引継 | 財産管理<br>の不備 |
| 令和6年度 | 56件        | 5件       | 3件           | 0件           | 0件         | 2件          |
| 令和5年度 | 46件        | 3件       | 1件           | 0件           | 1件         | 1件          |
| 令和4年度 | 48件        | 2件       | 0件           | 0件           | 0件         | 2件          |